



府食第306号
令和元年9月3日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年8月29日付け厚生労働省発食0829第5号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条第1項に基づく指定成分等の指定は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュを指定し、これらを含む食品に係る健康被害情報を、営業者が都道府県知事等に届け出ることを義務付けるものである。

このため、これらを指定することにより、食品の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難いことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。